

Title	ヨーロッパ域内決済機構の発展過程
Author(s)	菅原, 歩
Citation	経済論叢別冊 調査と研究 (2001), 22: 60-66
Issue Date	2001-10
URL	https://doi.org/10.14989/44523
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

〈マーシャルプランと戦後世界秩序の形成〉

ヨーロッパ域内決済機構の発展過程

菅 原 歩

はじめに

マーシャル・プランにおいて欧州域内貿易の拡大は中心的な課題の一つとなっていた。これは、各国の輸入数量管理と双務支払協定の両者は緊密な結び付きを持って管理貿易体制を形作り、域内貿易拡大の障害となっていたためである。特に、決済問題は CEEC (Committee of European Economic Co-operation) の時点から重要な論点となっており、坂出、河崎、菅原の各論文においても域内決済構築に対する、アメリカおよび OEEC (Organization for European Economic Co-operation) 各国の対応・関与が随所で論じられている¹⁾。

したがって、本稿では、上記の各論文においてそれぞれに欧州域内決済制度についての説明をおこなう煩を避けるため、マーシャル・プランの開始から欧州決済同盟 (EPU) に至る域内決済システムの変遷についての概括をおこなう。なお、域内決済機構の構築については、ヨーロッパ側のイニシアティブを一方的に強調する Milward の見解が存在する²⁾。しかし、本稿では域内決済機構の構築過程をアメリカの政策の挫折過程とは見ず、アメリカの政策および援助資金の影響を重視する点で、Milward 以前の伝統的な見解を踏襲していると言ってよい³⁾。

本稿で対象とするのは、①1947年11月成立の多角的通貨相殺協定 (The First Agreement on Multilateral Monetary Compensation)、②1948年10月成立の第一次欧州域内決済・相殺協定 (The First Agreement for Intra-European Payments and Compensation)、③1949年9月成立の第二次欧州域内決済・相殺協定 (The Agreement for Intra-European Payments and Compensation for 1949-1950)、④1950年9月成立の欧州決済同盟 (The European Payments Union, EPU)、の継続して結ばれていった4つの協定である⁴⁾。以下では便宜上、①を1947年協定、②を1948年協定、③を1949年協定と略称することもある。

I 多角的通貨相殺協定

1947年協定は、同年11月に調印され、実施期間は1947年12月より1948年6月までであった。参加国は、常時参加国として、ベルギー・ルクセンブルク、オランダ、フランス、イタリア、ドイツ英米占領地区 (1948年より)、であり、臨時参加国としては、オーストリア、デンマーク、ギリシャ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、イギリス、ドイツ仏占領地区、である。常時参加国は、以下で述べる「第一種清

1) 本特集、坂出健「マーシャルプラン期におけるアメリカの欧州統合政策」、河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャル・プラン——西ドイツ復興過程におけるマーシャル・プランの意義に関する一考察——」、菅原歩「マーシャル・プラン期イギリスのポンド政策とスターリング圏」。

2) A. Milward, *The Reconstruction of Western Europe 1945-51*, London, 1984, Chap. 6, Chap. 10.

3) Milward を含む、マーシャル・プランに対する修正主義的見解とそれ以外の見解についての整理についてノ

は、本特集、坂出健・河崎信樹「マーシャルプランと戦後世界秩序の形成」。また、マーシャル・プランの範囲を、直接的・間接的な資金援助と、その資金との関連で設立された諸機関 (ECA, OEEC, EPU など) によって実施された政策、として捉える見解については、本特集、河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」。

4) 各協定の参加国、実施期間、制度の特徴などについては、基本的に「欧州決済同盟(上)(中)(下)」『東京銀行月報』1950年10月、11月、12月、による。以下、制度的な叙述に関して特に注記がない場合は、同論文に基づくものである。

算」に自動的に参加する国であり、臨時参加国は、「第一種清算」での参加が任意とされる国である。

協定によって相殺されるのは、既存の双務協定の各国の収支尻の部分である。相殺は月ごとにおこなわれ、その業務のための代行機関として国際決済銀行が利用された。相殺には「第一種清算」と「第二種清算」とがある。「第一種清算」は、債権・債務両方を有する各国を連環上に配置した上での単純相殺である。この単純相殺の環に常時加盟国は自動的に組み込まれ、臨時参加国は任意で参加する。「第一種清算」には債権・債務両方を有する国でなければ参加できないが、それでは、相殺の範囲が非常に限定される。「第二種清算」は、債権・債務の一部振替えによって、一方的な債権国や債務国も参加しうようになっている⁵⁾。ただし、「第二種清算」への参加は各国とも任意である。それは、「振替え」の利用は関係各国の同意を必要とするためである。

協定実施期間に決済された額は、「第一種清算」により500万ドル、「第二種清算」により4660万ドルである⁶⁾。協定期間中の域内貿易総額は明らかではないが、1947年12月を例に取ると、一ヶ月間の各国収支尻総額は7億6210万ドルだったが、「第一種清算」がおこなわれたのは170万ドル、約2%であった⁷⁾。そのため1947年協定は十分な実効性を持たなかったと評されている⁸⁾。

1947年協定の問題点として、まず常時加盟国が少なかったことがあげられる。そのため、一方的な黒字国、赤字国が生じやすくなり、「第一種清算」の額が制限された。また、「第二種清算」の問題点としては、各国とも「強い通貨

国に対する債権」を有する場合、それを「弱い通貨国に対する債務」と相殺する振替えには利用したがらず、「強い通貨国に対する債務」と相殺する振替えに利用しようとするため、「弱い通貨国に対する債務」が残りやすくなることがある⁹⁾。また、逆に「弱い通貨国に対する債権」を「強い通貨国に対する債務」の支払に利用したいという誘因も働くが、この場合は、その「強い通貨国」が振替えによる「弱い通貨国に対する債権」での支払を認めない。したがって、「弱い通貨国に対する債権」も残りやすくなるのである。

II 第一次欧州域内決済・相殺協定

1948年協定は、同年10月に調印され、実施期間は1948年10月より1949年6月までであった。参加国は、オーストリア、ベルギー・ルクセンブルク、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、トルコ、イギリス、ドイツ英米地区、ドイツ仏地区、である。

1948年協定は、既存の双務協定を基礎としその各国収支尻を決済する点では前年の協定と同様である。また、「第一種清算」「第二種清算」の分類も引き継がれている。しかし、1948年協定では、「第一種清算」の環が成立する場合全参加国が自動的にそれに組み込まれる。したがって、1947年協定の常時参加国・臨時参加国の区別はなくなっている。「第二種清算」への任意参加は継続されている。

1948年協定の最大の特徴は、「引出し権」制度の導入である。引出し権とは、域内貿易黒字国（債権国）が赤字国（債務国）に対して、債権の一部を自国通貨で贈与するために事前に設定しておく贈与可能枠である。したがって、域内貿易黒字国（債権国）は域内貿易赤字国（債務国）に対して援助をおこなうこととなるため、引出し権制度は、「小マーシャル・プラン」あ

5) 振替えの方法については、西倉高明「基軸通貨ドルの形成」勁草書房、1998年、151-152ページ。

6) 東京銀行調査部訳『国際決済銀行年次報告書 第16巻 (1950-1951)』日本経済評論社、1979年、324ページ。

7) R. Bean, "European Multinational Clearing," *Journal of Political Economy*, Vol. 56, 1948, p. 408.

8) W. Diebold, *Trade and Payments in Western Europe: A Study in Economic Cooperation 1947-51*, New York, 1952, pp. 25-27, Milward, *op. cit.*, p. 263.

9) 「西欧における多角的通貨決済協定」『調査月報』大蔵省、第38巻11号、1949年、4ページ、西倉、前掲書、153ページ。

るいは「第二マーシャル・プラン」と呼ばれることもある¹⁰⁾。ただし、域内貿易黒字国は一方的に援助をおこなっているのではなく、赤字国による引出し権利用額と同額のドル援助をアメリカから受取る。アメリカから域内貿易黒字国への、引出し権に伴う援助は「条件付き援助」と呼ばれる。1947年協定においてはアメリカの資金は域内決済に利用されなかったが、1948年協定では、マーシャル援助と域内決済が結び付けられた。これも、引出し権創設の大きな意義である。

マーシャル援助配分の原則は、西欧各国の対西半球（ドル圏）赤字を基礎とすることであったが、引出し権がマーシャル援助と結び付いたため、実際の援助配分にあたっては域内貿易の状況による修正が加えられることとなった。まず、マーシャル援助配分決定の第一段階として、西欧各国の対西半球収支を基準とした配分額が算出される。さらに第二段階として、西欧各国の域内貿易の収支状況によりその援助が再配分される。そのため、域内貿易赤字国の場合、「対西半球赤字+対西欧赤字=純援助受取額」、域内貿易黒字国の方は、「対西半球赤字-対西欧黒字=純援助受取額」という算出がさなれ、その数字が利用される場合もある¹¹⁾。

しかし、各国の純援助受取額の算出は実際にはこのように単純ではない。それは、対西半球赤字に対してはドルで援助が与えられ、域内黒字国から域内赤字国への援助は各黒字国通貨で与えられるためである。したがって、マーシャル援助配分の第一段階での、西欧各国の対西半球赤字によって算定された援助総額自体は、第二段階の域内貿易収支に基づく調整によっても変化しない。それは、各国が通常のマーシャル援助に対する「見返り資金」を、自国に対する赤字国への贈与に利用している、と考えれば分かる。以上の点から、「純援助受取額」という

概念は、ドルと西欧各国通貨の間の何らかの共通単位を利用すれば算出は可能であるが、西欧各国通貨が交換性を持たない状態では、それを各国がマーシャル援助から受けた利益の確定のために使用する場合には注意が必要である¹²⁾。

引出し権とマーシャル援助が結び付いたことによる効果は、西欧域内黒字国は、事実上、域内黒字によって対西半球赤字が相殺できることであり、その一方で、域内赤字国の場合、自国通貨が引出し権受取り相当額だけ交換性を有するようになったという点である¹³⁾。これにより、1947年協定の「第二種清算」で問題となった、各国の収支ポジションにより、「弱い通貨国」の債権・債務が残りやすいという点が改善されることとなり、域内貿易拡大の可能性が増すこととなるのである。

1948年協定による域内貿易決済額は、「第一種清算」が9940万ドル、「第二種清算」が430万ドルであり、引出し権は約8億ドルの設定額に対し6億7700万ドルが利用された。協定期間中の域内貿易総額（各国の対西欧輸出額合計）は約80億ドルであった。

したがって、「第一種清算」「第二種清算」「引出し権」全体で、域内貿易の約10%が決済されたこととなる¹⁴⁾。

しかし、この引出し権制度にもいくつかの問題があった。第一には、設定された引出し権の内未使用の部分が多いということである。引出し権は、事前に前年度の貿易実績に基づく見込みによって設定されるのであるが、この時に域内貿易黒字国は、「間接援助」によって得られるドルを求めて、引出し権を過大に見積もり、赤字国の方も当該年の輸入を容易にするため同様に引出し権を過大に受取ろうとする。その結

10) 「西欧における多角的通貨決済協定」『調査月報』4 ページ, Milward, *op. cit.*, p. 271.

11) 「欧州決済同盟について(上)」『東京銀行月報』789 ページ。

12) 本特集, 河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」が、引出し権制度の西ドイツへの影響に関する Abelshauer の評価を紹介し、批判的検討を加えている。

13) 「ヨーロッパ経済統合の諸問題」『東京銀行月報』1950年5月, 12ページ。

14) 『国際決済銀行年次報告書 第16巻』324ページ, Diebold, *op. cit.*, p. 50.

果、引出し権の過大に設定された部分が最終的には未使用分となるのである。また、引出し権の過大設定は別としても、単に事前の貿易収支見込みと実際の貿易の結果が異なったために引出し権の未使用が生じることもある。なお、引出し権の未使用が生じた場合、引出し権利用に伴う「条件付き援助」用に準備されたドルはECAに返還される。問題点の第二のものは、引出し権に伴うドル援助の枠が事前に定まっていることにより、域内貿易の増加も事前に限度が課されているということである。第三は、引出し権制度も既存の双務協定を基礎にしているため、貿易の方向が固定されているということである。特に、輸入側は高値輸入をおこなわざるを得る場合があり、それを避けようとするか輸入をおこなわないということとなり、今度は引出し権が未使用となる。第四には、域内黒字国は、引出し権制度によって域内輸出によってドルを得ることができるため、対西半球輸出を増加させる誘因が働かなくなるということである。問題点の第三、第四は、いずれも欧州内の物価高をもたらすという点で共通している¹⁵⁾。

以上の問題の第一、第二、第三のものは、いずれも、双務協定とそれを基礎とした引出し権の固定性から生じているものである。したがって、次年度の協定の交渉に当たってまず問題となったのは、引出し権の多角化であった。

III 第二次欧州域内決済・相殺協定

1949年協定は、同年9月に調印され、実施期間は1949年9月より1950年6月までであった。参加国は、オーストリア、ベルギー・ルクセンブルク、デンマーク、フランス、ギリシャ、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデン、トルコ、イギリス、西ドイツ、である。1948年協定時と異なるのは、英米地区、仏地区と分かれていたドイツが西ドイツとなったことと、新たにポルトガルが参加したことである。

15) 以上の問題点は、「西欧における多角的通貨相殺協定」『調査月報』14ページ、による。

1949年協定も、双務協定を基礎としその収支尻を決済する点、「第一種清算」への各国自動参加、「第二種清算」への各国任意参加、を1947年、1948年協定より引き継いでいる。また、引出し権制度も1948年協定より引き継がれている。

1949年協定の特徴は、前年度には二国間で固定化されて設定されていた引出し権が一部多角化されたことである。多角的引出し権の部分は、受取り国が各国に対する支払いに利用することができる。ただし、引出し権が多角化されたのは全体の25%であり、残り75%は固定されたままであった。

引出し権の一部多角化により、その設定方法にも一部変化が生じた。まず、引出し権の双務的部分が、1948年協定と同様に設定される。そして、引出し権の双務的部分の設定を受けて、引出し権受取り国から見て、双務的引出し権受取り総額の三分の一に相当する額を引出し権の多角的部分としてさらに設定する。また、引出し権の一部多角化は、その利用に伴うアメリカから債権国への「条件付き援助」供与の修正も必要とした。交渉時は、多角的引出し権利用によって供与される「条件付き援助」の資金源として、欧州各国の共通のドル・プールを設定することが考えられていた¹⁶⁾。しかし、この案は実現されず、多角的引出し権に伴う「条件付き援助」も各国ごとに供与されることとなった。ただし、引出し権の多角的部分がどの債権国に対して利用されるかは事後的にしか分からないのに対し、「条件付き援助」を含むマーシャル援助の配分は事前に決定されている。共通プール案もこの問題対処するために出されたものであった。しかし、実際には、多角的引出し権利用に伴う「条件付き援助」も、双務的引出し権設定額の比率を基にした、事前の見込みによって配分されることとなった¹⁷⁾。

引出し権の設定額は、双務的引出し権が約6億3000万ドル、多角的引出し権が約1億7000万ドルであった。ただし、双務的引出し権の設定

16) 同上論文、16ページ、Diebold, *op. cit.*, p. 73.

17) Diebold, *op. cit.*, p. 73.

額は協定期間中に変更され、約5億ドルとされた。また、域内貿易における大幅な黒字が予想されたベルギーは、特別に引出し権1億1250万ドルの設定をおこなった¹⁸⁾。

1949年協定による域内貿易決済額は、「第一種清算」が6300万ドル、「第二種清算」が8640万ドル、「双務的引出し権」の利用が4億9940万ドル、「多角的引出し権」の利用が約1億5320万ドル、ベルギーの特別引出し権の利用が5010万ドル、であった¹⁹⁾。協定期間中の域内貿易総額（各国の対西欧輸出合計）は約86億ドルであり、1949年協定でも、域内貿易の約10%が決済されたことになる²⁰⁾。

1949年協定の運用は、1949年9月以降の西欧各国通貨の調整という外部的に生じた問題により大きな影響を受けた。まず、西欧各国通貨の対ドル切下げにより、事前にドル建てで設定されている引出し権は、各国通貨建てで見した場合過大となった。そのため、双務的引出し権は協定期間中に変更された。さらに、欧州各国の対ドル切下げ率の違いが、事前の見込みとは異なる貿易の流れをもたらすこととなった²¹⁾。

しかし、1949年協定自体にも問題はあった。第一には、引出し権の75%を占める双務的部分に関しては、1948年協定の引出し権と同様の問

題が残っていたことである。第二には、新たに導入された引出し権の多角的部分についても、「条件付き援助」の配分の問題によって、双務的引出し権を基礎として決定されたことである。また、債務国による多角的引出し権の振向け先も、双務協定での黒字国の影響を受けて決定された。したがって、1949年協定も、基本的に双務協定の影響を大きく受けたものであったということになる。

IV 欧州決済同盟

欧州決済同盟（以下 EPU）設立の協定は、1950年9月に調印された。当初の協定存続期間は、遡及して協定が実施される1950年7月から1952年6月までの二年間とされた。加盟国は、1949年協定の13ヶ国にアイスランドとスイスを加えた15ヶ国である。

EPUの基本は、既存の双務的貿易・決済を否定し、加盟各国は対西欧貿易の収支尻を一括して同盟との債権・債務関係に置き換えるというものである。したがって、EPUは双務協定を基礎とした1948年・1949年協定とは一線を画する決済機構として設立されたのである²²⁾。EPU設立の結果、加盟各国の通貨は欧州域内での交換性を獲得することとなり、それにより、各国は貿易相手国ごとの二国間収支を考慮する必要がなくなり、加盟国全体に対する収支の合計のみを考慮すればよくなり、最終的に、加盟各国は特定国に対する輸入制限をおこなう必要がなくなる。したがって、EPUは、それと並行して進められた域内貿易の自由化と拡大に直接貢献するものであった。

加盟各国のEPUに対する債権あるいは債務が一定限度以上累積した場合、金決済がおこなわれる。この金決済にあたって、EPUに対する債権国と、EPUに対する債務国とで支払いの条件を変えている点がEPUの特徴の一つである。

まず、各国のEPUに対する債権・債務双方

18) ベルギーの貿易ポジションは独特であった。マーシャル援助配分および引出し権設定のための貿易収支見込みにおいてベルギーは、対西半球収支赤字約2億ドルに対し、域内収支黒字は約4億ドルとされた。引出し権制度は、参加国の対西半球赤字が域内黒字を上回っていることを前提としており、ベルギー以外はそれにあてはまっていた。通常の引出し権制度によってベルギーが設定できる引出し権は2億ドルが限度である。ベルギーの域内黒字と西半球赤字の差額2億ドルは、イギリス、フランス、オランダに対する黒字と見なされた。そのため、ベルギーは、①この3ヶ国に対して合計8750万ドルまで信用供与をおこない、②3ヶ国に対して合計1.125億ドルの特別の追加引出し権を設定した。またこれに伴いアメリカからベルギーへのドル援助も増加され、ベルギーはこのドルの用途を指定されないこととされた。Ibid., p. 76. 「西欧における多角的通貨相殺協定」『調査月報』16ページ。

19) 『国際決済銀行年次報告 第16巻』320, 324ページ。

20) Diedold, *op. cit.*, p. 84.

21) 「欧州決済同盟について(上)」『東京銀行月報』27ページ。

22) Diebold, *op. cit.*, p. 87.

の累積限度を決定するための基準として、「割当て額 (Quota, クォータ)」が定められる。クォータは、各国ごとに対 EPU 加盟国の経常取引総額の15%相当額とされる。

以下、EPU に対する債務国の場合について述べる。クォータは20%ごとに5分割され、その国の債務の額がクォータのどれだけに相当するかにより、金支払いと EPU からの信用受取りの比率は異なる。まず、債務がクォータの20%以内なら、金決済はおこなわれず、全額 EPU の信用供与となる。債務の、クォータの20-40%に相当する部分は、その20%が金決済となる。同様に、40-60%に相当する部分は、その40%が金決済となる。さらに、60-80%に相当する部分は、その60%が金決済となる。さらに、80-100%に相当する部分は、その80%が金決済となる。100%を超える部分は全額金決済となる。したがって、例えば、クォータと同額の債務の場合、全体の金決済比率は40%となる²³⁾。債務国に関しては、金決済の負担をなるべく軽減した上で、多大な赤字は避けるような誘因を与えるということが意図されていることとなる。

次に、EPU に対する債権国の場合について述べる。債権国の場合もクォータの5分割は債務国と同様である。債権国は、まずクォータの20%までであれば EPU より金支払いを受けず、全額 EPU へ信用を供与する。ただし、それ以上は、全て金決済の比率は50%である。

以上より、EPU が債務国から受取る金と、債権国に支払う金の額が一致せず、EPU が債権国に対して支払う金に不足するという事態が生じ得る。この差額を埋めるために、マーシャル援助より3億5000万ドルが充てられることとされた。

さらに EPU においては、極端な収支不均衡

23) 簡単に、ある加盟国の EPU に対する債務を100とし、その国のクォータも100として考えると、金決済額は、 $(20 \times 0) + (20 \times 0.2) + (20 \times 0.4) + (20 \times 0.6) + (20 \times 0.8) = 40$ である。また例えば、同じ加盟国の債務が60の場合の金決済額は、 $(20 \times 0) + (20 \times 0.2) + (20 \times 0.4) = 12$ である。「欧州決済同盟について(中)」『東京銀行月報』24ページ。

に対処するため「当初残高」というものが設定された。これにより、対全加盟国貿易で黒字が見込まれた、ベルギー、イギリス、スウェーデンの EPU 勘定は、協定発足時より借方残高が設定され、赤字が見込まれた、オーストリア、ギリシャ、アイスランド、オランダ、ノルウェー、トルコは当初より貸方残高が設定される。ただし、黒字見込み国は、当初借方残高に相当する額の「条件付き援助」をアメリカから受け、赤字見込み国は、当初貸方残高に相当する額を見返り資金として積み立てることとされた。

これらの措置にもかかわらず、ある加盟国が極端な赤字となり、金準備の枯渇に瀕した場合、その国は輸入制限を導入できる。ただし、その制限は、特定国を対象とせず、できるだけ無差別でなければならない。

また、EPU 勘定には、基本的にはドルと等価の同盟計算単位 (EPU Unit) が利用されるが、加盟国は、協定によって特定加盟国の通貨によって債権を記帳することもできる。これは、加盟各国およびアメリカのイギリスに対する譲歩によって生じたものである²⁴⁾。

以上が、EPU の概要である。EPU 協定は1952年6月に更新が決定され、その後1年ごとに更新され続け、1958年12月の西欧各国通貨の経常取引における交換性回復をもって解散されるまで、域内決済の運営を担った²⁵⁾。

24) アメリカはまたベルギーに対する調整もおこなった。

①ベルギーはクォータが前年貿易額の10%に設定され、黒字が大きくなった場合の金決済の可能性が高められた。

②ベルギーに対してアメリカより直接援助が与えられた。また、当初残高の設定についても、それに見合う「条件付き援助」が与えられることによりベルギーにとって受け入れ可能となった。奥田宏司「アメリカの IMF 体制構築戦略の変容—— EPU の成立とポンド・スターリング——」(川端正久編『1940年代の世界政治』ミネルヴァ書房、1988年)97-98ページ。

25) EPU 解散以降、欧州域内の通貨協力を担ったのは、EMA (European Monetary Agreement) である。EMA は1955年に調印されており、その時点で EPU 解散に伴う発効が定められていた。EMA の下で、域内固定相場維持のためにヨーロッパ基金 (European Fund) が設けられた。ヨーロッパ基金は、加盟国拠出金3.36億ドル、EPU からの振替え金2.7億ドルよりなる。EPU からの振替え金の内、1.23億ドルは米財務省負担金であった。EMA については、西倉、前掲書、第8章。

おわりに

欧州域内決済システムは、1949年協定までは、双務協定を基礎としていた。しかし、その中でも、1948年協定の引出し権導入、1949年協定の引出し権の一部多角化という発展が見られた。また、この発展を可能にしたのは域内決済へのマーシャル援助の利用であった。さらに、1950年の欧州決済同盟は、収支尻の双務的取扱を一切排することにより、域内での通貨交換性、多

角決済を実現した。この EPU 設立にあたってはアメリカ側のイニシアティブがイギリス、ベルギーの交渉のデッドロックからの脱却をもたらした。欧州各国の利害が複雑であったことは、アメリカの排除をもたらすものではなく、むしろアメリカによる調整を必要とさせたと言えるだろう。EPU 設立により、欧州域内貿易の自由化と拡大の条件も整備された²⁶⁾。EPU の下での、欧州各国の貿易・通貨の動向についての検討は今後の課題としたい。

26) 本特集、河崎信樹「ヨーロッパ決済同盟成立以前における西ドイツ貿易とマーシャルプラン」では、EPU 設立が域内貿易拡大をもたらしたことが、ドイツを中心に具体的論じられている。